

各 位

2021年6月25日

会社名 インスペック株式会社
 代表者名 代表取締役社長 菅原 雅史
 (コード番号: 6656 東証第二部)
 問合せ先 取締役管理部長 佐藤 真
 TEL 0187-54-1888 (代表)

定款一部変更及び補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は 2021年6月25日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」及び「補欠監査役1名選任の件」を、2021年7月27日開催予定の当社第33期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任議案の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第34条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任決議)</p> <p>第35条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第1条～第34条 (現行のとおり)</p> <p>(監査役の選任決議)</p> <p>第35条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

<p style="text-align: center;"><u>新設</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>新設</u></p> <p>第37条～第51条（条文省略）</p>	<p>3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時とする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>ただし、第 35 条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合には、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>第37条～第51条（現行のとおり）</p>
--	--

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年7月27日（予定）
定款変更の効力発生日	2021年7月27日（予定）

2. 補欠監査役1名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

(2) 補欠監査役候補者（2021年7月27日開催予定の定時株主総会において決定）

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
おおかま つとむ 大釜 勉 (1952年2月18日)	1974年4月 齊藤義一税理士事務所入所 1977年1月 大釜勉税理士事務所入所(現任)

(注) 1. 大釜勉氏は補欠の社外監査役候補者です。

2. 大釜勉氏が社外監査役に就任された場合、当社が定める社外役員の独立性判断基準に照らし、独立性を有していると判断できる場合には、東京証券取引所に対し、独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。

3. 当社は監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第42条において、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、補欠の監査役候補者である大釜勉氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

以上